平成２３年（フ）第３２１号
新潟県燕市佐渡山7162番地
債務者　青柳　一幸
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　破産債権の届出期間　平成23年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７４号
広島市安佐南区緑井４丁目18番11―４号
債務者　石川　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１プレステージ姫路西飾磨Ⅱ603、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１ネオハイツ姫路408
債務者　綱澤　政信
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　享三
4　破産債権の届出期間　平成23年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３６号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番419―507号
債務者　岩本　寿文
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９３号
山形市大字中里359番地の１
債務者　三浦　孝司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
岩手県宮古市花原市第１地割36番地20
債務者　今城三枝子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１３８号
群馬県太田市大島町1117番地
債務者　岡本恵美子（旧姓倉澤）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４１号
群馬県太田市新田木崎町1166番地２　サンハイツ305号、住民票上の住所群馬県太田市六千石町99番地57
債務者　竹内　和明
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８８号
長崎県諫早市鷲崎町531番地２
債務者　金田　泰祐
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
さいたま市北区日進町２丁目1728番地２　第２山崎ハイツ102号
債務者　足立　龍哉
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１８号
さいたま市桜区大字上大久保997番地　第二やよい荘108、旧住所埼玉県上尾市愛宕２丁目19番４号　小川ハイツ202
債務者　今治　雅義
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９５号
さいたま市西区大字佐知川1247番地４　フォンティーヌ102号室
債務者　佐藤　英季
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６３号
埼玉県久喜市吉羽３丁目１番地17　関コーポ205号室
債務者　中島　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
新潟県長岡市高野町266番地、前住所新潟県長岡市小国町武石138番地18
債務者　片桐　広武
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係